



2022年8月23日

各位

会社名 株式会社平山ホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 平山 善一  
(コード番号:7781 東証スタンダード市場)  
問合せ先 IR 推進室(TEL. 03-5769-4680)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、下記のとおり「定款一部変更の件①」及び「定款一部変更の件②」を、2022年9月27日開催予定の第56期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### I. 定款一部変更の件①

##### 1. 変更の理由

当社の発行済株式の総数は、2022年6月30日を基準日とした株式分割(1:2)により、同年7月1日現在、7,740,800株に増加しております。よって、今後の当社株式の流動性の向上及び将来の事業拡大に備えた機動的な資本政策を可能にするため、現行定款第6条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を現行の14,350,400株から30,963,200株に変更するものがあります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>14,350,400株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>30,963,200株</u> とする。

##### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月27日(火)[予定]

定款変更の効力発生日 2022年9月27日(火)[予定]

本件につきましては、2022年9月27日開催予定の当社第56期定時株主総会において「定款一部変更の件①」が可決承認されることを条件といたします。

## II. 定款一部変更の件②

### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が 2022 年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第 15 条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第 15 条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第 15 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものいたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第 15 条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p>2 <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>

現 行 定 款		変 更 案
1～14	(省 略) (新 設)  (新 設)  (新 設)	(附則) 削除 <u>1 本定款は、2022年9月27日から一部改正実施する。</u> <u>2 2022年9月1日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u> <u>3 本附則は、2022年9月1日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年9月27日(火)[予定]

定款変更の効力発生日 2022年9月27日(火)[予定]

本件につきましては、2022年9月27日開催予定の当社第56期定時株主総会において「定款一部変更の件②」が可決承認されることを条件といたします。

以 上